

香川県条例第39号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例（平成14年香川県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p><u>(本人確認情報を提供する県内の市町の執行機関及び事務)</u> 第2条 法第30条の7第4項第2号の条例で定める県内の市町の執行機関（次条及び別表第1において「<u>県内の市町の執行機関</u>」という。）及び事務は、<u>別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>(県内の市町の執行機関への保存期間に係る本人確認情報の提供方法)</u> 第3条 知事が行う法第30条の7第4項の規定による保存期間に係る本人確認情報の県内の市町の執行機関への提供（同項第2号に掲げる場合における提供に限る。）は、<u>規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）から電気通信回線を通じて県内の市町の執行機関の使用に係る電子計算機に送信することにより行うものとする。</u></p> <p>(本人確認情報を利用することができる事務) 第4条 法第30条の8第1項第2号の条例で定める事務は、<u>別表第2のとおりとする。</u></p> <p>第5条～第9条 略</p> <p>附 則 略</p> <p><u>別表第1（第2条関係）</u></p>	<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(本人確認情報を利用することができる事務) 第2条 法第30条の8第1項第2号の条例で定める事務は、<u>別表のとおりとする。</u></p> <p>第3条～第7条 略</p> <p>附 則 略</p>

提供を受ける県内の 市町の執行機関	事 務
高松市長	法別表第5第1号の2に掲げる事務

別表第2（第4条関係）
略

別表（第2条関係）
略

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。